

# 裁判員役を経験して

法曹三者は、「裁判員の皆さんに分かりやすい裁判」の実現を目指し、一般の方に裁判員役として入っていただいた模擬裁判を繰り返し各地で行っています。今回は、昨年、東京で行われた模擬裁判に裁判員役として参加された中村良平さん（俳優）と裁判長役を務めた安井久治判事（現裁判所職員総合研修所長）に、当時の模擬裁判のことなどを思い出しながら対談をしていただきました。



俳優

## 中村良平

**安井** 中村さん、お久しぶりです。本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

**中村** こちらこそ。貴重な機会を下さりありがとうございます。

**安井** 昨年行われました模擬裁判には、裁判員役としていろいろな方にご協力いただいたわけですが、中村さんにもいろいろなご意見を述べていただき、大変参考になりました。ところで、中村さんの場合、模擬裁判にご参加いただくことになったきっかけはどのようなことだったのでしょうか。

裁判所職員総合研修所長

## 安井久治

**中村** 私は俳優業という裁判に関係のない仕事をしているのですが、たまたま法務省で働いている高校の同級生から誘われて、自分も興味があったものですから参加させていただきました。

### 初めての裁判所

**安井** まずは模擬裁判に参加してみて、どのような印象をお持ちになったかお聞かせください。

**中村** 実際に裁判所に入って壇の上に座ってみて、緊張しました。裁判という世界はなじみもなく縁遠いですし、こんな場

所にいていいのという印象を受けました。

**安井** 中村さんは俳優をなさっているから、舞台上でみんなから見られることには慣れておられたのではありませんか。

**中村** 舞台の場合には予め台詞も決まっていますし、自分の役回りもわかっています。ところが、模擬裁判では、台詞はありませんし、最初のうちは他の皆さんがどういう方かも分からない。しかも法廷に出るのも初めての経験ということで、とても緊張しました。

模擬裁判の休憩時間中に他の本当の事件の法廷も傍聴に行きましたけれども、もしこの模擬裁判が本番の裁判だったらなお一層緊張しただろうと思います。

## 刑事裁判に対するイメージの変化

**安井** 模擬裁判に参加してみて、裁判や裁判員制度について、イメージに何か変化はありましたか。

**中村** これまで裁判というのは他人事にすぎませんでした。自分には、父であり、もうすぐ40になる男という立場があります。普段は、何か考えたりするにも、そういった立場でものを考え、発言しています。しかし、裁判員として裁判に参加すると、自分の職業や立場から離れて、純粹に事件のことだけを深く突き詰めて考えて結論を出さなくてははいけません。自分を突き詰める場所、個人で考えなければならない場所をもらったという感じがしました。こういうことは社会に生きる人間としてとても重要なことだと思うのですが、なかなか普段は考えることもありませんし、その意味で裁判員として裁判に参加することは、貴重な機会だと思います。

それから、それぞれの裁判員によって事件の当事者に対する感情移入の仕方が違うなということに気付きました。なるほどそういう視点もあるなと納得したこともありますし、そうした違う目線でも

ものを見ることができたと思っています。

**安井** その『違う目線でもものを見る』ということは、裁判員の皆さん以上に、裁判官にとっても本当に大事なことだと思いますね。

## 評議について

**安井** 裁判員の方は、他の裁判員や裁判官と事件について一緒に話し合うわけですが、実際に話し合いに参加して、自分の考えを言うことに抵抗はありましたか。

**中村** そもそも初めて会った人と話をすることは大変ですし、最初『こんなことを言っていていいの』という遠慮やちゅうちょがありました。しかし、はじめに裁判長が私達に法廷の感想を聞いてくれたことはありがたかったです。第一声を発することですいぶん気が楽になりました。これがいきなり、『争点についてどう思いますか』といった意見を求められても、意見を言うことはできなかつたと思います。最初のうちは誰でも話すことができる事柄について聞いてくれると助かります。

**安井** 裁判員が自由に意見を言えるように





するために、裁判官としてはどのような点に気を付けるべきでしょうか。

**中村** まずは裁判官に聞き役になってもらい、自由に発言をできるような雰囲気をつくっていただけると良いと思いました。そうした雰囲気ができてくると、争点をどのように考えるべきかということについても、遠慮なく自由に意見を言えばよいと分かってきますので、議論がどんどん進むと思いました。

**安井** 今回は、合間合間に休憩を入れて、裁判員と裁判官で感想や意見交換をする時間を設けたのですが、この点はいかがでしたでしょうか。

**中村** 休憩中に裁判員と談笑することで、随分と緊張がほぐれました。もし全部の手続が終わってからはじめて評議をするということをしたとすると、中身を理解することは難しかったと思います。ポイント、ポイントで休憩を設けることはとても意義があると思います。

**安井** 今回の模擬裁判で扱った事件は包丁で腹部を突き刺したという殺人未遂事件でしたが、実際に評議に参加されてみて、『裁く』あるいは『判断する』ことが難しいという実感はありましたか。

**中村** 『殺意』の意味について皆違う考えを持っていたので共通認識を持つのに時間がかかりましたね。しかし、それさえ共通認識が持てれば、あとは普通に考えていくことができ、特別なことをするわけではないということが分かりました。

**安井** 『量刑』の評議についてはいかがですか。

**中村** この『量刑』が私にとって最初ちんぷんかんぷんでした。私たちにはそもそも被告人が1年間刑務所に行くということがどれだけ苦しいことなのか、それが長いのか短いのかわからないのです。ですから、評議の場では、何も資料がなければ、検察官の求刑を基準にして、検察官の言い分が全部認められれば求刑どおり、一部が認められなければ認められない部分に応じて刑を軽くしていく、というように考えていくしか方法がないのではという意見も言ったことがあります。その意味で、過去の裁判の例を教えてくださいましたのはありがたかったです。

## 審理について

**安井** 法廷でのやりとりについてはどのような感想をお持ちですか。

**中村** 冒頭陳述<sup>\*1</sup>は、きちんと理解できたという方もいましたが、私には情報量が多すぎて分かりやすいとはいえませんでした。対照的に、論告<sup>\*2</sup>は、物語性があり訴えかけるものがあってとても分かりやすかったのです。全体的な印象としては、まだ法律家が身内で裁判をしているというような雰囲気があるように思いました。例えば、証人尋問のとき、淡々と質問するのではなく、裁判員にはここを聞いて欲しいんだというところが分かるように質問していただいたりするとともに



分かりやすくなると思います。裁判官であれば理解できるのかも知れませんが、裁判員にはもっとメリハリをつけたほうが良いと思いました。それから、証人尋問の順番なんかも裁判員に分かりやすいようにもっと工夫していただいたら良いと思います。

- \* 1 冒頭陳述とは、証拠調べに先立ち、これから証拠によって証明しようとする事実関係を主張する手続をいいます。裁判員裁判においては、検察官・弁護人の双方が行います。
- \* 2 論告とは、検察官が証拠調べの結果に基づいてまとめた主張を行う手続をいいます。論告と同時に被告人に対してどのような刑にするのが適切かという意見を述べる求刑が行われます。

## 裁判員の意義を伝えること

**中村** 私の場合には、模擬裁判での体験や、生の法廷を傍聴したことで、裁判員制度が意義深いものであることが分かったのですが、裁判員制度の意義についてどのように広報をしているのですか。

**安井** 裁判員裁判の評議を描いた映画『評議』を作成して各地で貸出や上映会を行っています。また、各地で裁判員制度説明会、模擬裁判や全国フォーラムも行ったりしています。

**中村** 裁判の傍聴は自由にできるとは聞いているのですが、機会がないとなかなか足を運ぶことはないと思います。むしろ裁判所の方で傍聴説明会を開いていただ



【なかむら・りょうへい】  
長崎県出身。  
時代劇から子ども向け番組まで多様なジャンルをこなす実力派俳優。映画、舞台等多方面でも活躍中。

ければと思うのですがいかがですか。

**安井** 今も各地の裁判所で行っていますが、もっともっと宣伝する必要がありますね。裁判員制度というのは、最初から満点の運用ができるとは思っていません。長い目で見ると、改善や工夫を重ねながら次第に国民の皆さんの間に受け入れられ、定着していくのだと思います。ですから、我々もねばり強く、1人でも多く、中村さんのような制度の理解者を増やしていかなければならないと思っています。実際の事件でも裁判員をお引き受けいただけますか。

**中村** もちろんお引き受けします。

**安井** 本日は本当にありがとうございました。

### 映画「評議」について

最高裁は、裁判員の役割を目で見て体感していただくという趣旨から、この映画を制作しました。ある殺人未遂事件に参加した裁判員が、それぞれの経験や考え方に基づいて、裁判官と一緒に結論を出していくまでのプロセスをドラマとして描いたものです。

出演は、中村俊介氏、榎木孝明氏、小林稔侍氏、藤田弓子氏らです。

各地の裁判所において貸出を行っています（なお、公立図書館でも取り扱っているところがあります。）。

裁判員制度に関する情報は、裁判員制度ウェブサイトでご覧いただくことができます。

(<http://www.saibanin.courts.go.jp>)